


千葉市の財務書類4表（平成26年度決算）の概要

平成27年12月
 千葉市
 作成：財政課

このたび、市の財政情報を皆様に分かりやすくお知らせするため、平成26年度決算に係る財務書類4表を作成しました。
 なお、本資料の数値は、連結ベース（一般会計、特別会計、企業会計に加え、外郭団体等（市と連携して行政サービスを実施している関係団体等）を合わせたもので表しています。

千葉市の財務書類のポイント

- 資産・負債・純資産及び総行政コスト
 資産：2兆8,670億円（対前年度比 1,488億円減） 負債：1兆4,650億円（同 1,893億円増） 純資産：1兆4,020億円（同 3,381億円減） 総行政コスト：5,396億円（同279億円増）
 - 資産に対する純資産の比率（将来世代の負担義務のない部分の割合）：48.9%（対前年度比 8.8ポイント減） ←
 - 受益者負担割合 14.2%（対前年度比 0.5ポイント増）
- 地方公営企業会計制度の改正により、国費等を活用した資産について、以下のとおり取り扱いを変更
 ①国費等相当分について、減価償却を実施 →資産の減
 ②国費等が純資産から負債（長期前受金）へ変更 →負債の増 →純資産の減

（1）貸借対照表（平成27年3月31日現在）

基準日時点で市が保有する財産の状況（資産、負債及び純資産の残高）を表しています。
 （単位：億円）

【資産の部】		【負債の部】	
1 金融資産	1,572	1 流動負債	1,696
(1) 資金	292	(1) 未払金	93
(2) 債権	207	(2) 市債(翌年度償還分)	1,287
(3) 有価証券	15	(3) 賞与引当金など	316
(4) 投資等	1,058	2 非流動負債	12,953
基金・積立金	1,005	(1) 市債(翌年度以降償還分)	10,160
出資金など	53	(2) 退職給付引当金	527
2 非金融資産	27,097	(3) 借入金など	2,266
(1) 事業用資産		負債合計	14,650
学校、市営住宅、病院など	10,213	【純資産の部】	
(2) インフラ資産	16,884	純資産合計	14,020
(3) 繰延資産	0	負債・純資産合計	28,670
資産合計	28,670		

ポイント②：負債
 1兆5,000億円程度あり、うち78.1%（△12.2ポイント）が地方債となっています。なお、地方公営企業会計制度の改正分で2,008億円の増となっています。

ポイント①：資産
 2兆9千億円程度保有しており、うち94.5%が学校や道路などの非金融資産となっています。なお、地方公営企業会計制度の改正分で1,312億円の減となっています。

ポイント③：純資産
 1兆4,000億円程度あり、資産に対する純資産の比率は48.9%となっています。

（2）行政コスト計算書（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

1年間の行政活動のうち、福祉活動など資産形成に結びつかない行政サービスに係る費用と、その行政サービスの直接の対価として得られた収入の状況を表しています。

【経常費用】		【経常収益】	
1 経常業務費用	2,215		
(1) 人件費	712		
職員給料、議員報酬など			
(2) 物件費	455		
消耗品や施設の維持補修・減価償却費など			
(3) 経費	798		
委託費、賃借料など			
(4) 業務関連費用	250		
公債費(利子分)			
2 移転支出	3,181		
社会保障給付費、各種団体への補助金など			
経常費用合計(総行政コスト)①	5,396		
【経常収益】②	766		
【純経常費用】(純行政コスト) ①-②	4,630		
【受益者負担割合】 ②/①	14.2%		

ポイント①：総行政コスト
 総行政コストの半分以上を社会保障給付費などの移転支出が占めています。なお、少子高齢化の進展に伴う社会保障給付費の増加等により、前年度比279億円の増となっています。

ポイント②：経常収益
 受益者負担の適正化や徴収対策の強化を進めたこと等により、前年度比63億円の増となっています。

ポイント③：純行政コスト
 4,600億円程度で、税収等で賅っています。

ポイント④：受益者負担割合
 14.2%となっています。

（3）純資産変動計算書（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

純資産の1年間の増減を表しています。

【期首純資産残高】		17,401
1 財源変動の部		237
(1) 財源の使途		5,352
・純経常費用		4,630
・固定資産形成等		722
(2) 財源の調達		5,589
・税収		1,958
・国・県補助金		1,489
・その他		2,142
分担金・負担金、社会保険料など		
2 資産形成充当財源変動の部		52
(1) 固定資産の変動		15
(2) 長期金融資産の変動		40
(3) 評価・換算差額等の変動		△ 3
3 その他		△ 3,670
【当期変動額】		△ 3,381
【経費負担割合変更に伴う差額】		-
【期末純資産残高】		14,020

（4）資金収支計算書（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

資金（現金預金など）の1年間の増減を、性質の異なる3つの区分毎に表しています。

【期首純資産残高】		297
1 経常的収支		582
(1) 経常的支出		5,042
(2) 経常的収入		5,624
2 資本的収支		△ 276
(1) 資本的支出		872
(2) 資本的収入		595
1+2 基礎的財政収支(プライマリーバランス)		305
3 財務的収支		△ 310
(1) 財務的支出		1,447
(2) 財務的収入		1,137
【当期資金収支額】		△ 5
【経費負担割合変更に伴う差額】		-
【期末資金残高】		292

(5) 財務書類の経年推移

財務書類（連結ベース）のH21年度からH26年度までの6年間の経年推移から、本市の財務状況について説明します。

(1) 資産と負債の状況

- 純資産比率（資産全体に対する純資産の割合）
H26年度決算では制度改正の影響により9.0ポイントの減になりましたが、その影響を除くとH21からほぼ横ばいの状況です。
- 資産
H26年度決算では制度改正の影響により1,872億円の減となりましたが、その影響を除くとH21から559億円の減となり、概ね3兆円程度で推移しています。
- 負債
H26年度決算では制度改正の影響により1,785億円の増となりましたが、その影響を除くとH21から223億円の減となり、概ね1兆3千億円程度で推移しています。
（なお市債は、将来の償還に備えるため、国のルールに基づく一定額の積み立てを、資産に計上していることから、その増を踏まえると、実質的には約470億円の減。）

⇒ 今後も将来負担に配慮しつつ、適正な財政運営に努めていきます。

貸借対照表（抜粋） ※○は地方公営企業会計制度の影響を除いたもの。 (単位：億円)

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H21	
							増減額	増減率
①資産	30,541	30,523	30,758	30,347	30,157	28,670 (29,982)	△ 1,872 (△ 559)	△ 6.1% (△ 1.8%)
②負債	12,865	12,855	12,916	12,840	12,756	14,650 (12,642)	1,785 (△ 223)	13.9% (△ 1.7%)
③純資産（①－②）	17,676	17,667	17,842	17,508	17,401	14,020 (17,352)	△ 3,656 (△ 324)	△ 20.7% (△ 1.8%)
純資産比率（③/①）	57.9%	57.9%	58.0%	57.7%	57.7%	48.9% (57.9%)	△ 9.0p (0.0p)	-

(2) 収益と費用の状況

- 受益者負担割合（経常費用に対する経常収益の割合）
経常費用、経常収益とも増加傾向にあります。ほぼ横ばい（14%前後）で推移。
- 経常費用
少子超高齢化の進展に伴う社会保障給付費など移転支出の増加等により、H21年度比で601億円の増。
- 経常収益
受益者負担の適正化や徴収対策の強化を進めたこと等により、H21年度比で84億円の増。

⇒ 持続可能な財政運営を行うため、事務事業の一層の効率化と受益者負担の適正化を推進していきます。

行政コスト計算書（抜粋） (単位：億円)

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H21	
							増減額	増減率
①経常費用（総行政コスト）	4,795	4,754	4,923	5,099	5,117	5,396	601	12.5%
人件費	836	806	796	785	752	712	△ 124	△ 14.9%
物件費・経費・業務関連経費	1,382	1,297	1,436	1,439	1,402	1,503	121	8.8%
移転支出(社会保障給付費など)	2,577	2,651	2,691	2,876	2,964	3,181	604	23.4%
②経常収益	682	662	676	692	703	766	84	12.3%
純経常費用（純行政コスト）（①－②）	4,113	4,092	4,247	4,408	4,414	4,630	517	12.6%
受益者負担割合（②/①）	14.2%	13.9%	13.7%	13.6%	13.7%	14.2%	0.0p	-

<参考> 地方公会計に係る国の動向

現在、地方公共団体の新地方公会計制度に関する基準は、国の提示している基準モデルや総務省方式改訂モデルのほか、東京都方式など複数のモデルが存在し、団体間での比較が困難であるなどといった課題があります。

このことから国は、地方公共団体に統一的な基準を設定し、地方公会計の整備促進を図ることとしています。

(1) 方向性

国は、地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、

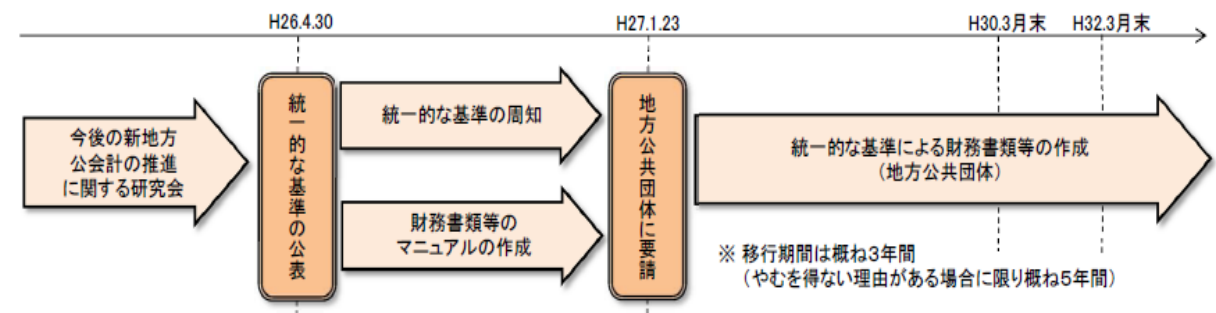
- ①発生主義・複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保

を促進しようとしています。

○ 地方公営企業会計制度の改正により、国費等を活用した資産について、以下のとおり

(2) スケジュール

- H26.4.30 国による統一的な基準の公表
- H27.1.23 国による地方公共団体に対する統一的な基準に基づく財務書類作成要請、作成マニュアルの公表
- H27年度中 国が標準的なソフトウェアを提供予定
- H29年度まで 地方公共団体による統一的な基準に基づく財務書類作成



(3) 本市の対応

国の動向を踏まえ、統一的な基準への移行について、適切に対応していきます。